

# 飯能市土地区画整理事業ニュース

令和2年1月号  
岩沢北部・岩沢南部地区  
★★★ 合併号 ★★★

## 1 地元説明会を開催しました

## 2 区画整理課からのお知らせ

### 1 阿須小久保線（跨線橋）整備予定等に伴う地元説明会を開催しました

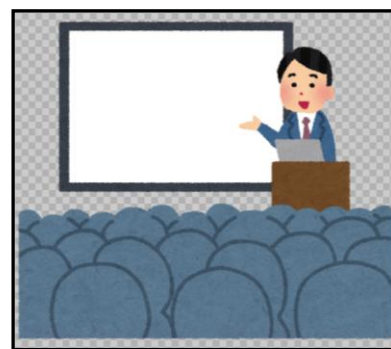
阿須小久保線（跨線橋）整備等に係る地元説明会を開催しましたので、説明会の概要などについてお知らせします。

#### （1）地元説明会出席状況について

【開催日時】令和元年11月9日（土）午後6時から

【会 場】加治東地区行政センター 集会室

【出席者数】75人



#### （2）地元説明会の開催について

阿須小久保線（跨線橋）については、これまで土地区画整理審議会や地元説明会等において、阿須小久保線（跨線橋）整備に係わる元加治第3号踏切道廃止に伴う代替施設について、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ検討を進めてまいりました。

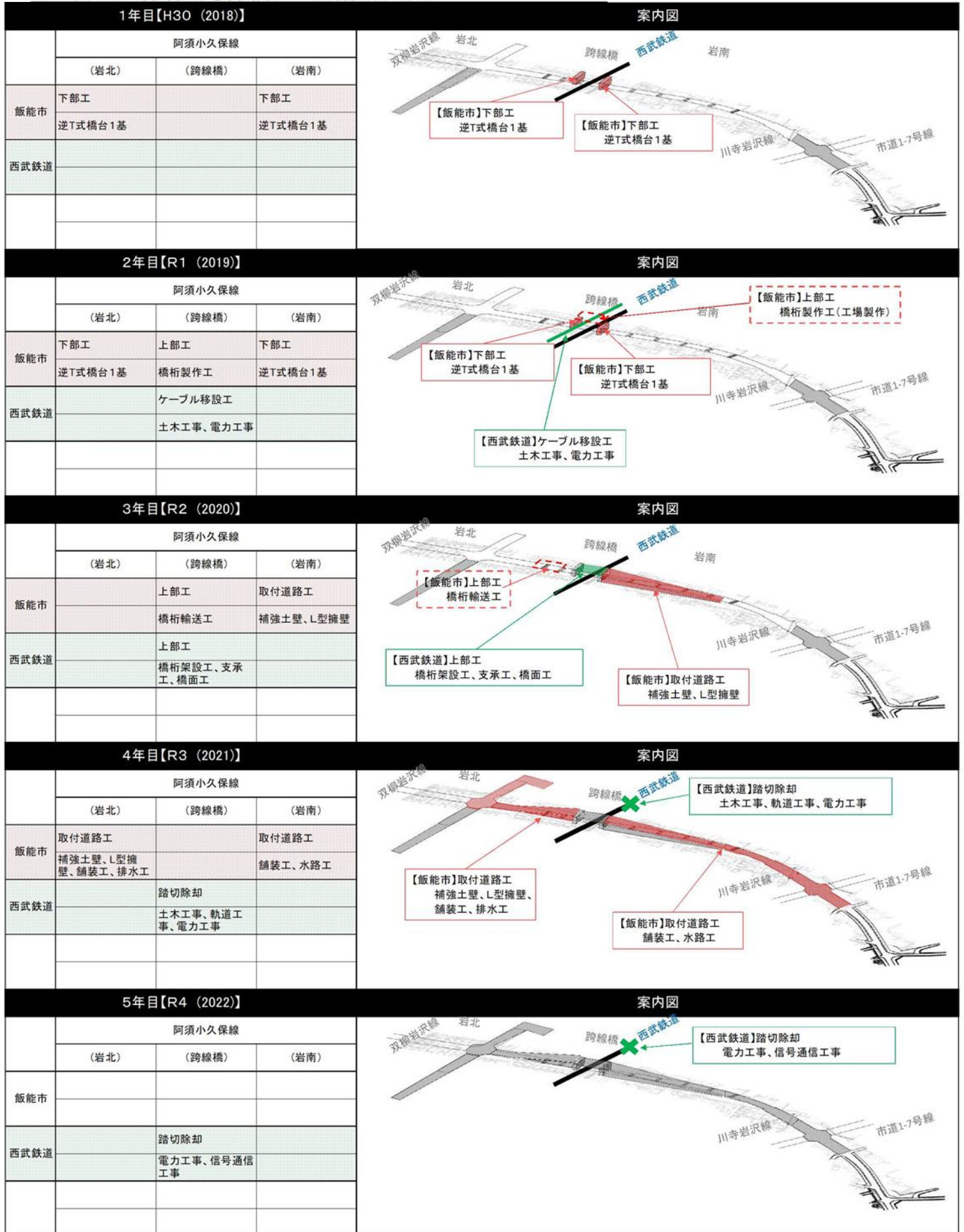
市では検討の結果、西武池袋線北側では阿須小久保線の白髪白山神社北西側に折り返しによる斜路（スロープ）付階段を、また、西武池袋線南側においては阿須小久保線と市道1-1900号線の交差部に折り返しによる斜路（スロープ）を代替施設として設置することを市の方針といたしましたことから、その概要や阿須小久保線（跨線橋）の整備予定などを説明するため地元説明会を開催したところです。

#### （3）阿須小久保線（跨線橋）の整備予定について

阿須小久保線（跨線橋）の整備については、市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間を令和3（2021）年度末の開通を目標に整備を進めています。

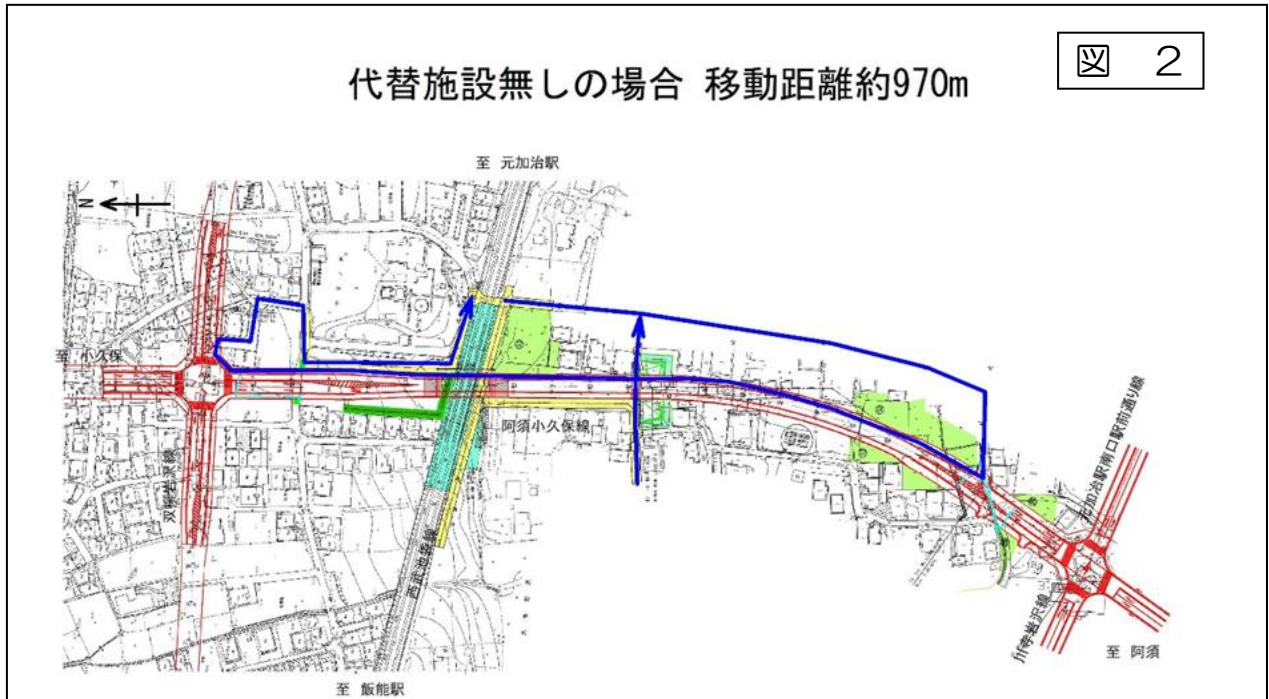
なお、整備工程は、図1の阿須小久保線（跨線橋）の整備計画図のとおりです。

# 阿須小久保線(跨線橋)の整備計画図



(4) 元加治第3号踏切道廃止に伴う代替施設について

代替施設が無い場合と、代替施設が有る場合の歩行者及び自転車の動線について検討を行いました。代替施設が無い場合、図2のとおり歩行者及び自転車は約970mの距離を迂回する必要がありましたが、図3のとおり代替施設を設置することにより移動距離が約420mとなり、移動距離が半分以下に抑えられ、利用する方々の負担が軽減され利便性の向上が図ることができます。



(5) 代替施設の概要について

西武池袋線の北側については、図4のとおり跨線橋を渡り終え阿須小久保線本線を約70m進んだ東側の歩道から、代替施設を利用し白髪白山神社脇に折り返すこととなります。構造は斜路（スロープ）付階段で、自転車での通行も可能となり、延長約14m、幅員約3m、高低差は約2.6mとなります。

西武池袋線の南側については、元加治第3号踏切から約80m南に位置する市道1-1900号線から、図5のとおり代替施設を利用し、阿須小久保線本線に乗り入れることとなります。構造については、延長約20m、幅員約3m、高低差は約1.5mの斜路（スロープ）方式となり、自転車の通行も可能となります。なお、南側では阿須小久保線本線西側歩道へも同構造の施設により乗り入れることができます。

また、この市道は、阿須小久保線本線と交差する位置にボックスカルバートを設置することで、歩行者限定となりますが、阿須小久保線本線下を通り東西方向の通行を可能とする予定です。

図 4

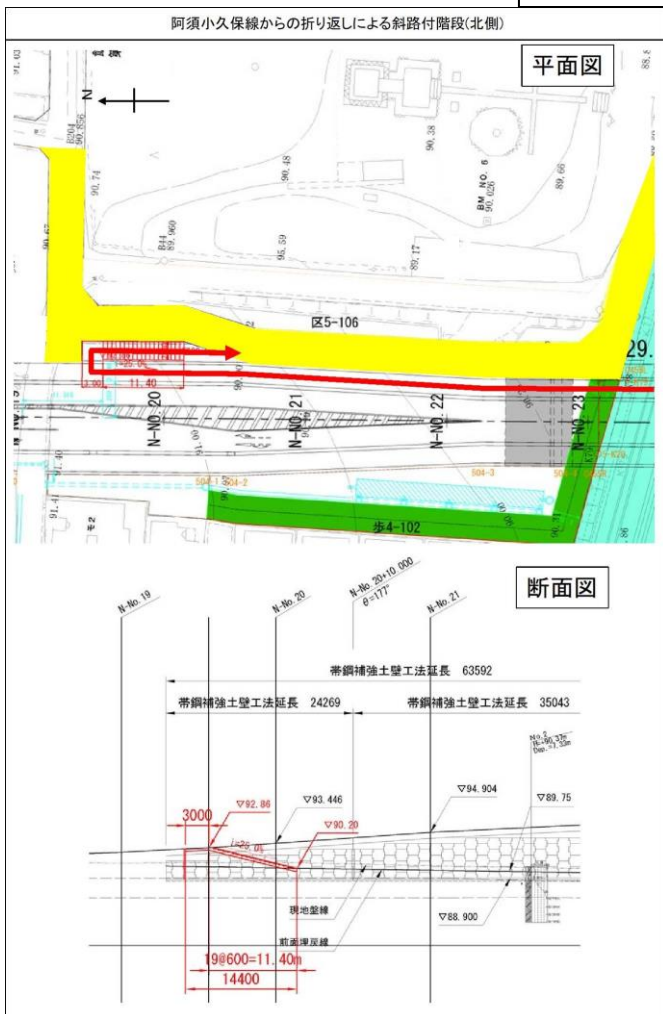
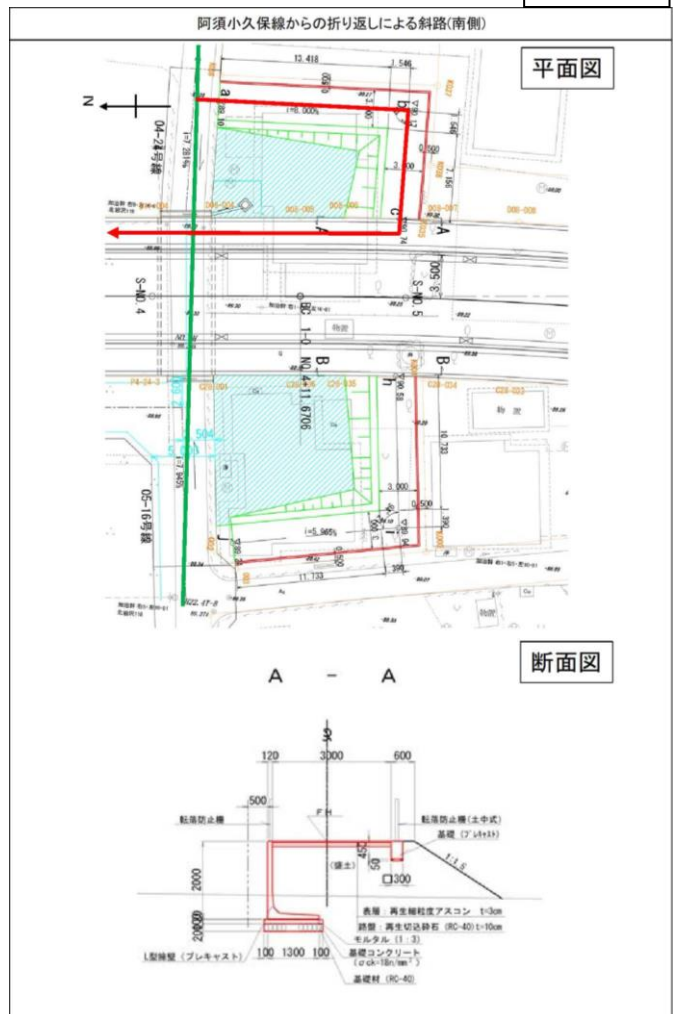


図 5



## (6) 地元説明会での主な質疑応答について

Q1 代替施設の検討に当たっては、どのような要件を満たすこととしたのか、改めて代替施設を設置することになった経緯を含め教えてください。

A1 道路と鉄道が立体交差化となる場合には、法令等の規定により現存する踏切は廃止することとなります。第1回目の説明会で踏切存続の要望もあり、市としても西武鉄道株式会社に対し再度協議の申し入れを行いました。踏切事故の防止、また、法令等の観点から踏切の廃止は止むを得ないと判断したところです。

このことから、交通量調査を実施し実態を把握した上で代替案の検討に入り、前回では複数案を提示し、地域住民の皆様からいただいた意見を踏まえ、市の方針としたところです。

なお、代替施設の要件としては、歩行者の移動距離、安全性、費用対効果などを総合的に検討したうえで方針を決定しました。

Q2 藤田堀から国道299号までの整備予定を教えてください。

A2 この区間については、令和7年度の開通を目標に取り組んでおり、現在、用地確保を進めているところです。

Q3 市道1-7号線から北側の一部分が整備されていますが、開通させないのですか。

A3 整備した北側から先の部分は狭隘道路となっており、住宅地に通過車両が流入しないように閉じています。令和3年度の跨線橋の開通と伴に供用を開始する予定です。また、この開通と伴に阿須小久保線と交差する元加治駅南口駅前通り線の一部区間も開通する予定で進めています。



## 2 区画整理課からのお知らせ

### 1 保留地（宅地）販売情報

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内の保留地（宅地）8区画を販売しています。パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、お気軽にお問い合わせください。  
ご希望に応じ、現地案内にも対応いたします。

### 2 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

#### ☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。  
建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

#### ☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

### 3 権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

### 4 迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

### 5 電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さまのご協力が必要となり、電気・電話等は皆さまが日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
F A X	042-972-1242
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp